

第4章

税の窓口



麦秋

- 市税の証明
- 国税の種類
- 県税の種類
- 市税に関するお問い合わせは
- 佐賀税務署からのお知らせ
- 国税の申告・納税の期限

市税の証明

1. 主な市税関係の証明等の種類

	種 類	証 明 内 容	手 数 料	申 請 窓 口
納税関係	軽自動車税(種別割)継続検査用納税証明	滞納がないことを証明します。 【⇒P81】	無 料	市民税課及び各支所市民サービスグループ
	納税証明	個人市県民税、法人市民税、固定資産税の納付した税額が証明されます。	1通につき 300円	市民生活課及び各支所市民サービスグループ
	完納証明	市税において滞納がないことを証明します。	1通につき 300円	
市民税関係	課税証明	個人市県民税の課税額が証明されます。	1通につき 300円	
	所得証明	所得の種類・金額が証明されます。	1通につき 300円	
	所得課税証明	所得と課税額の両方が証明されます。	1通につき 300円	
	事業所証明	佐賀市で法人登録されている事業所の名称・所在地が証明されます。	1通につき 300円	
固定資産税関係	評価証明	物件の所在・地番・地積・床面積・地目・用途・評価額が証明されます。	1通につき 300円	市民生活課及び各支所市民サービスグループ
	公課証明	評価証明の内容に加え、税相当額が証明されます。	1通につき 300円	
	無資産証明	課税台帳に登録されている固定資産がないことが証明されます。	1通につき 300円	
	名寄帳	固定資産課税台帳(名寄帳)の写しであることを証明します。	1通につき 300円	
	公簿の閲覧	固定資産課税台帳(名寄帳)・地番図・路線価の閲覧ができます。 (証明ではありません)	1件につき 300円 (路線価は) 無料です	資産税課及び各支所市民サービスグループ

【注1】 個人市県民税の令和8年度の所得証明（令和7年中の所得の証明）は、令和8年6月から発行しています。

【注2】 使用目的によって必要となる証明が異なりますので、提出先に確認のうえお越しください。



2. 証明申請の手続き

市税に関する証明が必要な場合は、下記のものをお持ちになり担当窓口へお越しください。【⇒P102】

なお、市税・資産に関する証明事項は、個人や法人の秘密にかかわることですから、本人以外の方が申請する場合は、委任状がなければ、証明書を発行することはできません。

なお、固定資産課税台帳の縦覧申請及び閲覧申請はP53・P54をご覧ください。

証 明	窓 口 に 来 る 人	必 要 な も の
個 人	本人又は同一世帯の親族	窓口に来る人の本人確認書類
	本人又は同一世帯の親族以外の方	本人の署名のある委任状 窓口に来る人の本人確認書類
法人名義	代表者又は代理人	法人印を押印した委任状 窓口に来る人の本人確認書類

【注1】固定資産に関する証明は、登記上の地番を指定していただくことがあります。また、所有者確認のため必要に応じ登記事項証明書又は戸籍謄本などを提示していただく場合があります。

【注2】納税証明を申請される場合は、金融機関で納付された直後は、収納確認に2週間程度要する場合がありますので、領収証書をお持ちください。

【注3】委任者の方は、委任状の内容を確認の上、委任者本人の直筆で署名してください。

【注4】本人確認書類は、マイナンバーカードや運転免許証など写真付きのものをお持ちください。

委任状見本

《 委 任 状 》	
【代理人】	住所 _____ 氏名 _____
私は上記のものを代理人と定め、下記の事項を委任します。	
記	
【委任事項】	
令和○年度○○○○○○○証明の交付申請に関する件	
令和○年×月△日	
【委任者】	住所 _____ 氏名 _____ 生年月日 _____



市税関係の証明を、郵送またはオンライン申請で請求する方法もあります【⇒P99】

オンライン申請で取得できるのは、所得課税証明書、納税証明書（本人、最新年度のみ）になります。くわしくは市民税課までお問い合わせください。

市民税課 税証明担当 ☎40-7064

証明書のコンビニ交付サービス

1. 利用できる方

佐賀市に住民票があり、個人番号カードをお持ちの方で、利用者証明用電子証明書が設定されている方。

2. コンビニで取得できる税証明・手数料

種 類	手数料	請求できる範囲
所得課税証明書	250円	本人・最新年度のみ
納 税 証 明 書	250円	本人・最新年度のみ

※マルチコピー機で取得された証明書の交換及び返金はできませんのでご注意ください。

※手数料が無料となる証明書が必要な場合は、佐賀市役所本庁市民生活課、各支所市民サービスグループ又はエスプラッツ市民サービスセンターの窓口でお受け取りください。（マルチコピー機では手数料は無料になりません）

3. コンビニ交付が利用できる店舗・時間

マルチコピー機が設置されている全国の以下のコンビニエンスストア等でご利用いただけます。

- ・セブンイレブン
- ・ローソン（ローソンスストア100 は除く）
- ・ファミリーマート
- ・ミニストップ
- ・イオン九州株式会社
（佐賀市内の利用可能な店舗：イオン佐賀店、イオン佐賀大和店、
ホームワイド佐賀大和店、マックスバリュ各店）

■利用時間 6：30～23：00

※5月31日、12月29日から1月3日、店舗営業時間外および保守点検時にはご利用いただけません。

4. コンビニ交付の利用方法

利用者証明用電子証明書が設定されている個人番号カードを持参し、マルチコピー機のメインメニューから「行政サービス」を選び、画面の案内に従って操作を行ってください。端末操作の際には、登録した暗証番号（4桁の数字）の入力が必要です。

所得証明書はこの市町村で取るの？



私は、令和8年4月1日にA市から佐賀市に引っ越しました。令和8年度（令和7年分）の所得証明書は、佐賀市で取れるのでしょうか。



所得証明書は1月1日現在で住所があった市町村でしか発行することができません。

よって、あなたの場合、令和8年1月1日現在はA市に住所がありましたので、令和8年度の所得証明書はA市で取ることになります。

郵送で証明書を取る場合

引っ越しをして、佐賀市から遠い所にお住まいの方など、市役所の窓口で証明書を取りに来ることが難しい場合は、郵送で証明書を取ることができます。

送付していただくもの

- ・ 申請書（右図参照）
- ・ 手数料（郵便局の定額小為替）【⇒P96】
- ・ 返信用封筒（あて先を記入して切手を貼付）
- ・ 本人確認書類（マイナンバーカードなどの写し）

送 付 先

〒840-8501

佐賀市栄町1番1号

佐賀市役所 市民税課 税証明担当

申請書見本

申 請 書

- 必要とする証明書
 - ・ 種類（○年度の○○証明書）
 - ・ 通数
 - ・ 使用目的
- 証明年度の1月1日現在の住所
- 現住所
- 証明書の必要な人の氏名（フリガナ）
- 生年月日
- 電話番号（現在の連絡先）

お引っ越し



国税の種類



国 税	直 接 税	所 得 税	1月から12月までの1年間の個人の所得に対してかかる税金です。
		復興特別所得税	東日本大震災の復興財源として個人の各年分(平成25年～令和19年まで)の基準所得税額にかかる税金です。
		法 人 税	法人の各事業年度の所得に対してかかる税金です。
		地 方 法 人 税	法人の各事業年度の課税標準法人税額にかかる税金です。
		相 続 税	亡くなった人の財産を相続や遺贈によってもらったとき、もらった人にかかる税金です。
		贈 与 税	贈与によって財産をもらったとき、もらった人にかかる税金です。
		特別法人事業税	事業を営んでいる法人の所得、付加価値額、資本金等、又は収入にかかる税金です。
		森 林 環 境 税	国内に住所を有する個人に対してかかる税金です。
		防衛特別法人税	防衛力の抜本的な強化のために法人の各事業年度の課税標準法人税額にかかる税金です。
	間 接 税 等	消 費 税	物品の販売やサービスの提供等に対してかかる税金です。
		酒 税	清酒やビールなどアルコール分1度以上の飲料(いわゆる「お酒」)にかかる税金です。
		国たばこ税 国たばこ特別税	紙巻たばこやパイプたばこなど各種のたばこにかかる税金です。
		揮 発 油 税 地方揮発油税	主として自動車の燃料に用いられるガソリンにかかる税金です。
		石 油 ガ ス 税	自動車に石油ガス(LPガス)を充てんした人にその重量に応じてかかる税金です。
		石 油 石 炭 税	原油、天然ガス、石油製品などにかかる税金です。
		航空機燃料税	航空機燃料に対してかかる税金です。
		印 紙 税	各種の契約書、領収書、通帳などのような経済取引に際して作成される文書にかかる税金です。
		登 録 允 許 税	不動産、船舶、会社の登記、著作権、実用新案権の登録などをするときにかかる税金です。
		自動車重量税	車検を受ける自動車と軽自動車の重量に応じてかかる税金です。
		電源開発促進税	発電施設などの設備を促進する費用にあてるため、電力会社の販売電気にかかる税金です。
		関 税	外国から購入した貨物にその価格や数量に応じてかかる税金です。
		と ん 税 特別とん税	貿易船が寄港したときにその船長等に船舶の純トン数に応じてかかる税金です。 特別とん税は、港所在の市町村に対して譲与されます。
		国際観光旅客税	日本から出国するときにかかる税金です。

直接税：所得税や法人税などのように税金を負担する人と納める人が同じである税金です。

間接税：消費税や酒税などのように税金を負担する人と納める人が異なる税金です。

国税についてお知りになりたいことがありましたら、佐賀税務署にお問い合わせください。
〒840-8611 佐賀市駅前中央三丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎内 ☎32-7511
(自動音声でご案内しますので、案内に従って、番号をプッシュ又はダイヤルしてください。)

©国税庁ホームページで税に関する情報を提供しています。ぜひご利用ください。

<https://www.nta.go.jp> - 100 -

県税の種類

県 税	普 通 税	県 民 税	市民税と同様に個人や法人にかかる税金です。 ※佐賀県森林環境税を含む
		事 業 税	事業を営む個人や法人で、県内に事業所がある場合に、その所得金額(収入金額の場合もあります。)等に応じてかかる税金です。
		地 方 消 費 税	消費税(国税)と同様に物品の販売やサービスの提供等に対してかかる税金です。
		不動産取得税	土地や建物を有償、無償を問わずに取得したときにかかる税金です。
		県 た ば こ 税	紙巻たばこやパイプたばこなど各種のたばこにかかる税金です。
		ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用する人に対して利用日ごとに定額でかかる税金です。
		自 動 車 税	自動車(軽自動車を除く)の所有者に対し、自動車の種類や用途、排気量等に応じて定額でかかる税金です。
		鉱 区 税	地下に埋蔵されている鉱物を採掘する権利(鉱業権)を与えられている人にかかる税金です。
		軽油引取税	特約業者または元売業者からの軽油の引き取り等にかかる税金です。
		核 燃 料 税 (法定外普通税)	発電用原子炉の設置者に対し発電用原子炉に挿入された核燃料の価額、発電用原子炉の熱出力及び5年を超えて貯蔵される使用済核燃料に含まれる核燃料物質の重量に対してかかる税金です。
県 税	目 的 税	狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける人にかかる税金で、鳥獣の保護などの費用にあてられます。
		産業廃棄物税 (法定外目的税)	産業廃棄物を処分場などに搬入したときにかかる税金で、環境施策の費用にあてられます。

普通税：納められた税金の使いみちがどのような事業の経費にもあてることができる税金です。
目的税：その使いみちが特定の目的または事業に必要な経費にあてよう定められている税金です。

県税についてお知りになりたいことがありましたら、**県税事務所**にお問合せください。

佐賀県税事務所 〒840-0826 佐賀市白山2丁目6番33号 永池本店ビル1階

☎30-3161~3165、3168、3181

市税に関するお問い合わせは

◎個人市県民税、法人市県民税、軽自動車税、入湯税、市たばこ税及び市税の還付に関すること

担当課	お問い合わせの内容	担当係及び連絡先	
市 民 税 課	○税の制度等に関すること ○市税の還付に関すること ○市たばこ税に関すること	庶務税制係	40-7060
	○個人の市県民税に関すること ○給与・年金引き去りの市県民税に関すること	個人市県民税係	40-7062
	○法人市県民税に関すること ○入湯税に関すること	諸 税 係	40-7063
	○軽自動車税に関すること		40-7064

◎固定資産税、都市計画税に関すること

担当課	お問い合わせの内容	担当係及び連絡先	
資 産 税 課	○土地の固定資産税、都市計画税に関すること	土地係	40-7070
	○家屋の固定資産税、都市計画税に関すること	家屋係	40-7071
	○償却資産の固定資産税に関すること	償却資産係	40-7073

◎市税の納税に関すること

担当課	お問い合わせの内容	担当係及び連絡先	
納 税 課	○市税の収納に関すること ○口座振替に関すること	収納係	40-7075
	○督促状・納付相談に関すること ○滞納処分に関すること	整理係	40-7076 40-7077
各支所市民サービスグループ	○市税の納付に関すること※	※下記参照	※下記参照

※過年度分の納付は、本庁・納税課までご連絡ください。支所で再交付できる納付書は、現年度分に限りです

◎市税の証明に関すること

担当課	お問い合わせの内容	担当係及び連絡先	
市民生活課 市 民 税 課 各支所市民サービスグループ	○市税証明の窓口発行に関すること	窓 口 係 諸 税 係 ※下記参照	40-7081 40-7064 ※下記参照
市 民 税 課	○市税証明の郵送請求に関すること	諸 税 係	40-7064

※各支所連絡先

担 当 課	連 絡 先
諸富支所市民サービスグループ	47-2133
大和支所市民サービスグループ	62-1113
富士支所市民サービスグループ	58-2113
三瀬支所市民サービスグループ	56-2111 (代表)
川副支所市民サービスグループ	45-8911
東与賀支所市民サービスグループ	45-1023
久保田支所市民サービスグループ	68-3137

佐賀税務署からのお知らせ

国税に関するご質問・ご相談は、 国税庁ホームページで解決！



①チャットボット(ふたば)に質問する

チャットボット(ふたば)では、次の方法で質問すると、AI(人工知能)が自動回答します。

- ・ご質問したいことをメニューから選択
- ・自由に文字で入力

チャットボット
はこちらから



②タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な回答を次の方法で調べることができます。

- ・自分に合った状況から探す(質問形式による検索)
- ・キーワードによる検索
- ・税金の分野ごとに調べる

タックスアンサー
はこちらから



使ってみると便利です！ キャッシュレス納付！

キャッシュレス納付の3つのメリット！

- ① 自宅やオフィスから納付可能！
- ② PCやスマホで簡単手続き！
- ③ 現金の準備が不要！

キャッシュレス納付の種類	対象税目
ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替)	全税目
インターネットバンキングによる納付	全税目
振替納税	申告所得税及び復興特別所得税 消費税及び地方消費税(個人の方のみ)
クレジットカード納付・スマホアプリ納付	全税目

詳しくは、国税庁HP納税に関する総合案内をご覧ください。



国税の申告・納税の期限

主な国税の申告期限と納期限

税金の種類	申告期限及び納期限
所得税及び復興特別所得税（令和8年分）	
予定納税	納期限：第1期分 令和8年7月31日(金) 第2期分 令和8年11月30日(月)
確定申告	申告期限及び納期限：令和9年3月15日(月) 注1：申告書の受付は、令和9年2月16日(火)からです 注2：還付申告書は、令和9年1月1日以降提出することができます
贈与税（令和8年分）	申告期限及び納期限：令和9年3月15日(月) 注3：申告書の受付は、令和9年2月1日(月)からです。
消費税及び地方消費税	
個人事業者の 令和8年分確定申告	申告期限及び納期限 ：令和9年3月31日（水）
法人の確定申告	申告期限及び納期限 ：事業年度終了の日の翌日から2か月以内(※1)
課税期間の短縮を選択 した個人事業者又は 法人の確定申告	申告期限及び納期限 ：短縮した各課税期間終了後2か月以内(※1)(※2)
法人税	申告期限及び納期限 ：事業年度終了の日の翌日から2か月以内(※1)
源泉所得税及び復興特別所得税	
納期の特例の承認を 受けていない場合	納期限：源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日 (※1)(※3)
納期の特例の承認を 受けている場合 (給与など特定の所得に限ります。)	納期限：令和8年1月～令和8年6月支払分 令和8年7月10日(金) 令和8年7月～令和8年12月支払分 令和9年1月20日(水)
相続税	申告期限及び納期限 ：相続の開始があったことを知った日の翌日から 10か月以内(※1)

※1：申告期限・納期限が、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日の場合は、その翌日が期限となります

※2：個人事業者の場合、12月を含む課税期間については、令和9年3月31日（水）までとなります

※3：非居住者又は外国法人に対し国外において国内源泉所得を支払った場合の源泉所得税等の納付期限は、その支払った月の翌月末日とされるなど、一定の場合には例外があります